

## 大和市路上喫煙の防止に関する条例の一部改正について

### 1 背景及び条例改正の基本的な考え方

本市は、平成20年10月に、たばこの火の危険などから市民を守り快適な生活環境の保持に資することを目的として「大和市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、条例に基づき、小中学校や駅周辺を禁止区域とするとともに、特に人通りの多い大和駅、中央林間駅を重点禁止区域と定め、路上喫煙の防止に努めてきました。

こうした中、重点禁止区域における調査では路上喫煙の減少が確認されており、条例の制定には一定の効果が見られていますが、路上喫煙は完全にはなくなっておらず、禁止区域以外の路上喫煙に関しても市民から寄せられる意見は増加しています。また、その内容については、受動喫煙に関するものも増えてきています。

さらに、受動喫煙防止に関しては、健康増進法等の改正により、国及び地方公共団体が普及啓発等に努めることや、県が店舗等に対し指導及び助言をすることができることなどが定められました。

これらの社会情勢や市民の意識の変化を踏まえ、受動喫煙防止を含めた路上喫煙防止対策の一層の推進を図っていくため、条例の内容を見直すことを考えています。

### 2 条例の一部改正（案）の概要

#### (1) 市内すべての路上における喫煙を禁止する

現在の条例では、

- ①市内すべての路上において路上喫煙をしないよう努める。
- ②駅周辺や小・中学校周辺を、喫煙をしてはならない路上喫煙禁止区域に指定。
- ③路上喫煙禁止区域のうち、特に人通りが多い区域を路上喫煙重点禁止区域に指定。

市から喫煙を止めるよう注意・指導されても従わなかった違反者に過料2,000円を科す。という、3段階の規制を設けています。これを、

- ①市内すべての路上において路上喫煙をしてはならない。
- ②特に人通りが多い区域を路上喫煙重点禁止区域に指定。

市から喫煙を止めるよう注意・指導されても従わなかった違反者に過料2,000円を科す。という、2段階の規制へと変更します。

#### (2) 路上喫煙の防止対策が、受動喫煙の減少にもつながる旨を目的に加える

路上喫煙については、たばこの火により他の歩行者に火傷を負わせたり、吸い殻のポイ捨てによりごみの散乱に繋がったりするなどの様々な問題が指摘されており、そのため、路上喫煙を規制し、市民等のだれもが安全、安心を感じられる快適な生活環境を保持することを目的として条例を制定しました。

このような問題は現在でもなくなっていないが、近年では受動喫煙に関するご意見も増えていることから、たばこの火から市民等の身体及び財産を守るという従来の目的を維持しつつ、新たに、受動喫煙の機会を軽減させる旨を目的に加えます。

### 3 今後の予定

- ・令和2年12月 令和2年第4回定例会に条例案を上程、条例公布
- ・令和3年4月 約3ヶ月の周知期間ののち、条例施行